平成２７年（フ）第３３９９号
東京都杉並区和田３丁目９－１
債務者　田中慎太郎
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４０１号
東京都品川区二葉１丁目23―18―301
債務者　水上　正秀
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４０３号
神奈川県横浜市磯子区岡村３丁目24－８－204
債務者　大坊　麻実（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４０４号
千葉県千葉市若葉区殿台町290　サニーヒルC102
債務者　大塚　佑奈（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４０８号
埼玉県朝霞市根岸台２丁目７－15―103
債務者　中野　裕之
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４０９号
東京都杉並区高円寺南１丁目５－18
債務者　佐竹　孝子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１９５４号
福岡市西区周船寺３丁目17番８号
破産者　有限会社サン化学ドライ
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６６号
栃木県小山市本郷町１丁目４番４号　古川アパート201号、前住所栃木県小山市大字小宅690番地１
破産者　齊藤　好雄
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４０２号
大阪府大阪市天王寺区上本町９丁目１番８号グローバル夕陽ヶ丘702号、開始決定時の住所栃木県日光市木和田島1567番地182
破産者　髙崎由佳理（開始決定時の氏名今井由佳理）
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５５号
栃木県下野市箕輪464番地
破産者　大垣眞由美
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７５号
栃木県下野市薬師寺3311番地157　自治医大職員住宅Ｄ－403号、前住所佐賀県小城市小城町畑田201番地２
破産者　石井慎一郎
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４３号
山梨県南巨摩郡南部町福士2700番地２
破産者　山本　久子
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９１号
兵庫県加古郡播磨町二子124番地
破産者　衣笠　仁浩
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０４５号
横浜市西区霞ケ丘39番地９リーフコート霞ケ丘201号
破産者　みなとみらいロード株式会社
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７４号
金沢市湊２丁目３番地
破産者　金沢運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５８号
最後の住所岐阜県恵那市大井町1073番地51、開始決定時の住所岐阜県恵那市大井町1073番地10
破産者　亡伊藤春美相続財産
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第５９号
岐阜県恵那市大井町1073番地51、開始決定時の住所岐阜県恵那市大井町1073番地10
破産者　伊藤　智子
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部